

議案第52号

令和8年度新座市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度新座市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和8年度新座市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計システム及び 固定資産システム運用事業	令和9年度から 令和13年度まで	14,422

令和8年5月29日提出

新座市長 並 木 傑

債務負担行為に関する調書

追加

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	事業収益	損益勘定 留保資金
公営企業会計システム及び固定資産システム運用事業	14,422	—	—	令和9年度から令和13年度まで	14,422	14,422	—